

都市計画税の用途について

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路、公園整備等の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和4年度の都市計画税（608,252千円）は、次のとおり都市計画事業等（1,071,450千円）の財源として活用しました。

【令和4年度都市計画税用途状況】

（単位：千円）

予算事業名	内容	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	都市計画税
常盤通佐間線街路事業費	常盤通佐間線街路事業における負担金	20,861	0	9,019	11,842
公共下水道費	下水道事業に係る繰出金および出資金	1,019,800	0	440,869	578,931
公債費	都市計画事業における借入金（市債）に対する償還	30,789	0	13,310	17,479
合 計		1,071,450	0	463,198	608,252

※都市計画税は、各事業費の比率に応じて充当しています。